

平成 29 年度 第 5 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：平成 30 年 2 月 28 日（水）18：30－20：30

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 . . . P. 1

高知市障害者計画等推進協議会条例 . . . P. 2

<報告・協議事項>

1 パブリックコメント結果について . . . P. 4

2 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
(平成 30～32 年度) 原案 . . . P. 7

3 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
(平成 30～32 年度) 概要版 (案) . . . P. 8

<添付資料>

資料1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
(平成 30～32 年度) 原案

資料2 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
(平成 30～32 年度) 概要版 (案)

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	小嶋 友乃	公募委員
2	川村 郁子	高知県立療育福祉センター発達支援部部长
3	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター就労サポートセンターかみまち所長
4	下田 和正	公募委員
5	鈴木 孝典	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部准教授
6	曾根 美智子	(社福)高知市社会福祉協議会 共に生きる課障害者相談支援担当主監
7	高橋 博規	公募委員
8	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会副会長
9	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長
10	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会会長
11	久武 稔幸	(社福)ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター主任
12	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会会長
13	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会高知障害者就業・生活支援センターシャイン所長
14	矢野川 祥典	高知大学教育学部附属特別支援学校教諭 進路担当
15	山本 博之	(社福)昭和会福祉牧場おおなろ園施設長
16	横田 彰	高知市民生委員児童委員協議会連合会五台山地区会長

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画と障害福祉計画との調和に関すること。
- (6) その他障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
- (6) 高知市自立支援協議会の代表者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

1. パブリックコメント結果について

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（平成30～32年度）案 パブリック・コメント結果

●募集期間 平成30年1月22日（月）～2月13日（火）

●意見提出者 2人 （方法）Eメール 1人
本市ホームページ 1人

●意見総数 2件

（内訳）クラス編成 1件
情報の発信・提供 1件

No	パブリック・コメントの内容（要旨）	本市の考え方
1	<p>【クラス編成について】</p> <p>4-2 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に 応じた支援の充実について 発達障害児の普通級での合理的配慮と、基本方針である地域包括(インクルーシブ)とバリアフリーの観点から、インクルーシブ教育システムに向けて、高知市立小学校の普通級、1年生から6年生の1クラス当たりの人数を30名以内とすることを提案する。</p> <p>小学校・義務教育学校（前期）では発達障害の可能性のある児童を合わせると7.9%と資料にはあるが、実際のところ40名程度のクラスには4～5名在籍しているのが現状である。担任1人で約40名の生徒の通常の授業を進めつつ、合理的配慮を必要とする生徒の学習を同時に行うことには無理が生じる。また、クラスが多人数である場合、生徒の一人一人の特性・特徴、個性を知ることもできない。インクルーシブ教育をするには、授業で使う教材の工夫が必要である（例：写真や図、イラストの使用など）。合理的配慮の必要な生徒には別途工夫した教材がいることもある（例：ルビをふる、拡大するなど）。「わかる」「楽しい」授業運営が求められている。</p> <p>学年により段階的にクラスの人数を増やすことは「予算あり」の前世代的教育方式ですので、改める必要がある。一教師がきちんと向き合える生徒数は年齢を問わず、30名以内が望ましい。現在のクラスの人数だと、インクルーシブ教育システムに前向きな教師でさえ、時間が足りず、従来の教育で進めざるをえない。一教師の日々の業務量の多さが、インクルーシブ教育の浸透を阻んでいるのが現状である。一人一人の生徒と向き合い、理想とする教育を進めるには1クラス当たりの人数が30名以内とすることが望ましい。</p> <p>充実した小学校・義務教育学校（前期）を過ごした発達障害児は、就労の機会にも恵まれ、ゆくゆくは納税者として高知市を支える一員となるだろう。</p>	<p>小・中学校の教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県教育委員会が学校の学級数に応じて配置する教職員数の基準を定めています。その基準以上の教員の配置については、各学校の実態や要望等に基づいて県教育委員会が行います。</p> <p>高知県教育委員会は一歩進んだ対応として、現在、希望する全ての小学校の1・2年生で30人学級編制を、3・4年生で35人学級編制を行っています。</p> <p>高知市教育委員会としましても、学習面の課題への早期対応や一人ひとりの児童に応じた指導を可能にするために、30人学級編制の実施は大きな効果があると考えていますが、全学年において実施するための人件費を市単独で確保することは、現在の本市の財政状況から考えますと困難な状況です。</p> <p>教職員定数の見直しや30人学級編制の対象学年の拡大については、国や県に要望してまいります。</p>

No	パブリック・コメントの内容（要旨）	本市の考え方
2	<p>【情報の発信・提供について】</p> <p>広報や市議会だより、その他の点訳版や音訳版の発行が計画されている。それとともに、テキストデータ版発行としての位置づけが必要である。高知市が発行しているものは他にも多数ある。例えば、「あかるいまち」2月号とともに配布されたものには「老人ホームを選ぶポイント」が入っていたと聴く。</p>	<p>計画案にありますとおり、広報紙「あかるいまち」及び「市議会だより」につきましては、本市のホームページにテキストデータであるHTML版を掲載しています。また、希望者にはテキストをメールでも配信しています。</p> <p>なお、高知市から発行されるその他の文書のテキスト版の発行につきましては、発行している所管課にご相談くださるようお願いいたします。その上で希望される方との話し合いを通じまして対応してまいります。</p>

2. 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（平成30～32年度）原案

資料 1 参照

3. 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（平成30～32年度）概要案

資料2 参照